

各位



## 株式会社池田泉州銀行と大阪労働局との 「働き方改革にかかる包括連携協定」の締結について

株式会社池田泉州銀行(頭取 藤田 博久)と大阪労働局(局長 苧谷 秀信)は、平成 28 年 10 月 21 日、大阪府内の労働者の働き方改革や地域振興等を連携して推進するため、「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結いたします。

大阪労働局では、大阪における働き方改革の推進のため、地方公共団体や労使を交えて話し合いを行うなど、様々な取組みを行ってまいります。一方、池田泉州銀行では、地元中小企業の働き手不足が顕著になる中、地元自治体や大学と連携して、雇用サポートを進めております。

本協定では、池田泉州銀行の持つ広域なネットワークやノウハウを活かし、大阪労働局と連携して、中小企業などにおける働き方改革、労働生産性向上に向けた下記の取組みを行い、大阪の地域振興・地域創生を推進いたします。

なお、銀行が地方労働局とこのような協定を締結するのは全国で初めてとなります。

### 記

#### 1. 取組事項

- ・ 両者の知見を交換して両者の業務運営に役立てる
- ・ 助成金制度その他の国の施策・方針について、池田泉州銀行を通じて地元中小企業にアドバイスを行う
- ・ 池田泉州銀行の支店等のネットワークを活用して大阪労働局の広報・啓発等を進める

#### 2. 締結式の概要 (「添付資料1」参照)

日 時 : 平成 28 年 10 月 21 日(金) 10 時 30 分~11 時 00 分

場 所 : 池田泉州銀行 大阪梅田池銀ビル 12 階大ホール  
(大阪市北区茶屋町 18-14)

出席予定者 : 大阪労働局長 苧谷 秀信(おたに ひでのぶ)  
池田泉州銀行 頭取 藤田 博久(ふじた ひろひさ)

#### 3. 協定の内容 (「添付資料2」参照)

以 上

# 大阪労働局と株式会社池田泉州銀行との 「働き方改革にかかる包括連携協定」

## 締 結 式

日時：平成 28 年 10 月 21 日(金) 10 時 30 分～

場所：池田泉州銀行 大阪梅田池銀ビル 12F 大ホール

## 式 次 第

1. 開 式
2. 協定趣旨説明
3. 出席者紹介
4. 協定書署名
5. 写真撮影
6. 代表あいさつ
  - ・ 大阪労働局長 苧谷 秀信
  - ・ 池田泉州銀行 頭取 藤田 博久
7. 質疑応答
8. 閉 式

## 株式会社池田泉州銀行と大阪労働局との包括連携に関する協定書（案）

株式会社池田泉州銀行（以下「甲」という。）と大阪労働局（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の労働者の働き方改革・地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、大阪府内の労働者の働き方改革を推進することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

- （1）労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること。
- （2）雇用の促進及び安定に関すること。
- （3）人材育成に関すること。
- （4）多様な働き方に関すること。
- （5）労働生産性の向上に関すること。
- （6）乙の施策のPRに関すること。
- （7）その他本協定の目的に沿うこと。

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （協定の解約）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義への対応）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年 月 日

甲：大阪府大阪市北区茶屋町18-14

株式会社池田泉州銀行

代表取締役

(自著) 印

乙：大阪労働局

代表者 大阪労働局長

(自著) 印